

答 申 書

令和4年11月4日

新居浜市上下水道事業運営審議会

本審議会は、令和4年 5月 9日付け新水下第 2 号で
諮問を受けた「安定した下水処理と持続可能な公共下水道
事業経営の実現に向けた下水道整備区域の見直し」につい
て慎重に審議を重ねた結果、当審議会として結論を得まし
たので、ここに答申いたします。

令和4年11月4日

新居浜市長 石川 勝行 様

新居浜市上下水道事業運営審議会

会 長 羽 鳥 剛 史

安定した下水処理と持続可能な公共下水道事業経営の実現に向けた下水道整備区域の見直しについて

1. 公共下水道事業を取り巻く環境

新居浜市の公共下水道事業は、市民生活に欠かすことのできない重要な社会基盤として、浸水被害を軽減し、衛生的な生活環境を確保する役割を果たしてきた。しかし、人口減少や節水化による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う改築・更新需要の増大、地震や水害等の災害対策なども求められ、経営環境は厳しさを増しており、将来にわたって事業を継続していくためには重要な転換期にさしかかっている。

2. 下水道整備区域見直しの必要性

公共下水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す一方で、国では、国土交通省、農林水産省、環境省の3省合同で、汚水処理の早期概成の方針を明示しており、目標は令和8年度末に設定され、その期限が迫っている。これらのことから、経済性、時間軸の観点から、整備時期などを踏まえた徹底的な下水道整備区域の見直しを行うことが必要な時期であると判断される。

3. 審議の経過

新居浜市の生活排水処理施設については、公共下水道と合併処理浄化槽の二つに分類される。それぞれの整備率は、令和3年度末で、公共下水道が64.3%、合併処理浄化槽が17.9%で、汚水処理人口普及率は82.2%となっている。しかし、未だ17.8%が単独処理浄化槽や汲み取り式トイレの家庭で、台所、洗濯、風呂等から排水される生活雑排水は未処理のまま放流され、河川や海の水質汚濁の原因となっている。市民の健全な生活環境の確保のためには、これらについて、早期に公共下水道もしくは、合併処理浄化槽への転換を図る必要がある。

一方、公共下水道事業については、厳しい経営状況と様々な課題を踏まえ、令和3年3月に新居浜市公共下水道事業経営戦略を策定し、安定した下水処理と持続可能な下水道経営を掲げ、実現に向け取り組んでいる。また、汚水処理施設の整備に対する国の方針や改築・更新需要の増大などにより、新規整備に対する財源確保が見込めない中、経営戦略で定める投資計画に基づき検討をおこなった結果、現在の下水道整備区域である4,453haの整備には200年余りの期間を要する結果となった。

さらに、公共下水道が整備された区域以外では、合併処理浄化槽を設置している家屋が多く存在し、近年は、公共下水道が整備された場合でも、接続率が低く整備効果が早期に発現されないケースが増えている。これらを踏まえ、新居浜市公共下水道事業経営戦略に基づき、投資効果を考慮した現実的な経済比較を行ったところ、公共下

水道整備済み区域に隣接する一部を除くほとんどの区域において、合併処理浄化槽が経済的に有利である結果となった。

以上の検討経過を踏まえ、本審議会として、下水道整備区域について、大幅に縮小することが妥当であると判断した。一方で、健全な生活環境の確保のために、汚水処理の早期概成を図る必要があり、更なる合併処理浄化槽の普及促進策を講じるべきとの意見で集約された。

4. 答申事項

下水道整備区域については、現在の4,453haについて整備を続けることは現実的では無く、「人口減少や地域特性を踏まえた、現実的な比較」、「時間軸を考慮した整備可能な区域」、「本市のまちづくりの方針などと整合を図った区域」という観点による検討の結果、現在の事業計画区域に新居浜駅南地区及び美しが丘地区を含めた区域2,576haが、時代に即した下水道整備区域と判断した。

また、下水道整備区域の大幅な縮小により、下水道事業を将来にわたり安定的に継続していくために必要な、「投資計画」と「財政計画」の均衡を図ることが可能となり、「新居浜市公共下水道事業経営戦略」の基本方針でもある、「安定した下水処理と持続可能な下水道経営」の確保が可能となると判断される。

5. 付帯意見

1) 汚水処理の早期概成

下水道整備区域の見直しに伴い、汚水処理の早期概成に向け、新たな下水道整備区域以外の区域を、浄化槽整備促進区域として位置付け、令和5年度から合併処理浄化槽への転換補助金の更なる拡充を図る方針で準備を進めているが、補助制度の拡充や合併処理浄化槽への転換の必要性について、対象となる市民への周知を工夫するなど、様々な普及促進策を図ること。

また、新たな下水道整備区域について、優先順位を付け、低コスト技術の導入など、様々な手法を取り入れながら早期整備に努めること。

これらにより、汚水処理の早期概成が図られるよう、担当部局と協力しながら積極的に取り組まれない。

2) 官民連携手法の導入や、広域化・共同化に向けた取り組み

人員削減、業務の複雑化などともなう下水道職員の不足、先人が培ってきた下水道に関するノウハウの喪失、技術力の低下などが懸念される中、民間の創意工夫などを活用した官民連携手法の導入、また、広域化・共同化などを積極的に検討し、安定した下水処理と持続可能な公共下水道事業経営の実現に向け、取り組みを行うこと。

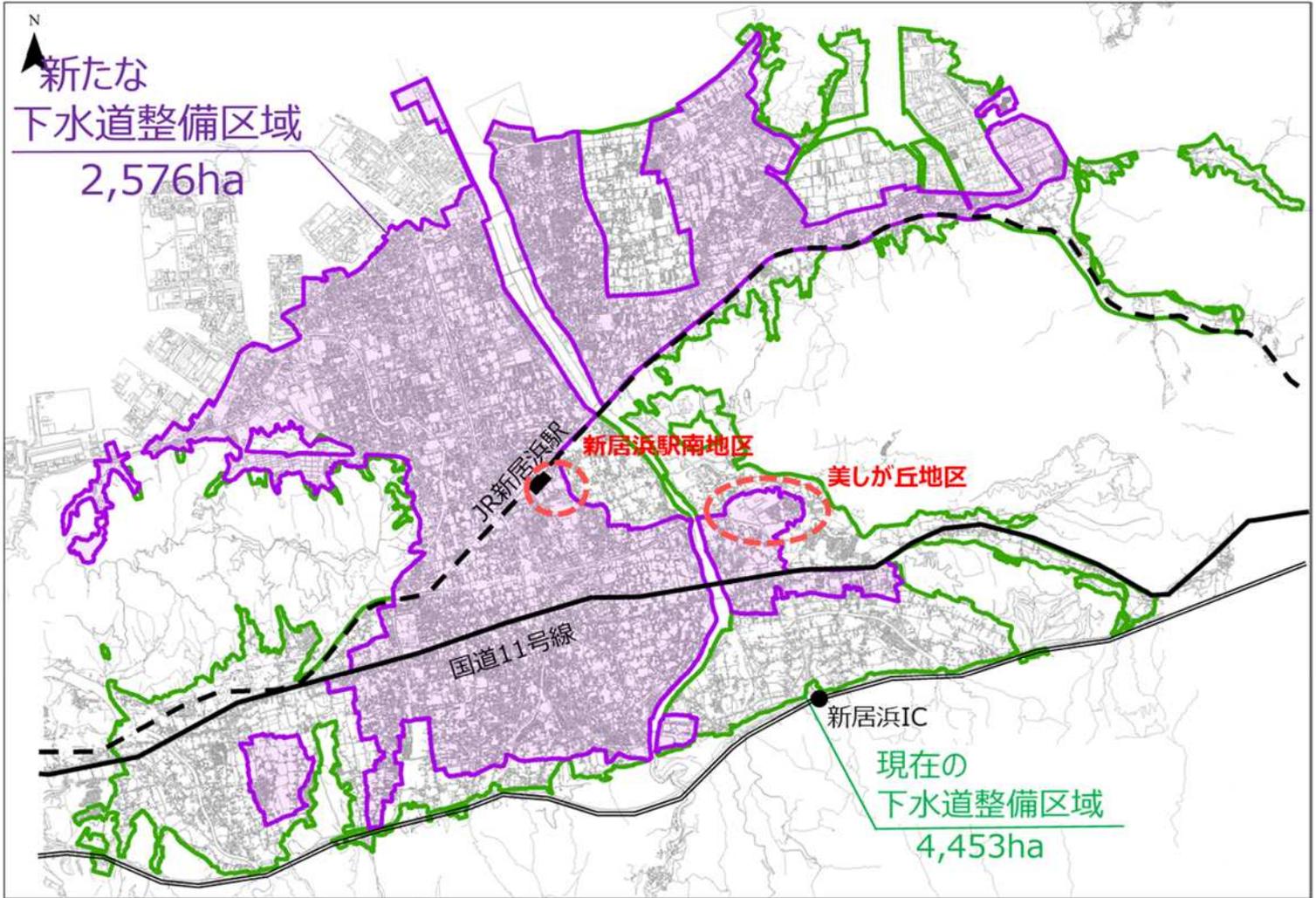
3) 時代が求める公共下水道事業へ

想定される大規模地震などに備える災害対策、更には、温室効果ガス排出量の削減、下水道が保有する資源のエネルギー化など、公共下水道事業に対して求められる取り組みは多岐にわたる。限られた財源の中、様々な手法を取り入れながら着実に取り組まれない。

附属資料

1. 新たな下水道整備区域図
2. 諮問書（写）
3. 新居浜市上下水道事業運営審議会 委員名簿
4. 審議会開催状況
5. 新居浜市上下水道事業運営審議会条例

【附属資料 1】 新たな下水道整備区域



【附属資料 2】 諮問書（写）

新水下 第 2 号
令和4年 5月 9日

新居浜市上下水道事業運営審議会長 様

新居浜市長 石川 勝行



諮 問 書

本市の公共下水道事業の健全な運営を図るため、新居浜市上下水道事業運営審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

諮問事項 安定した下水処理と持続可能な公共下水道事業経営の実現に向けた下水道整備区域の見直しについて

諮問の主旨

新居浜市公共下水道事業は昭和35年に旧下水道法に基づく合流式による公共下水道事業に着手し、その後昭和48年に分流式公共下水道へ抜本的な計画の見直しを行い順次整備を進めてきました。現在、全体計画区域を4,453ヘクタール、事業計画区域を2,538ヘクタールとし、令和4年4月1日現在で、行政人口116,052人に対し、整備人口が74,626人、普及率が64.30%となっています。

公共下水道事業をはじめとする汚水処理施設は、公衆衛生の確保と生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全に欠かせない重要な都市基盤施設です。

しかし、一方で公共下水道事業を取り巻く環境は非常に厳しく、人口減少に伴う収益の減少や施設の老朽化による改築・更新費用の増大が見込まれ、また、想定される地震や水害等の災害対策にも取り組んで行く必要があります、経営環境はこれまで以上に厳しさを増すことが予想されます。

また、このような状況を踏まえ、汚水処理施設の整備に対する国の方針も大きく転換しており、合併処理浄化槽も含めた柔軟な整備手法により汚水処理施設の早期概成を目指すことや、本格的な改築・更新需要に対し、ストックマネジメントの導入を進めるなど、施設の整備から改築・更新への転換が積極的に促されています。

このような中、新居浜市においても、将来にわたって、安定した下水処理と持続可能な公共下水道事業経営の実現を図っていく必要があると考えており、今回、「安定した下水処理と持続可能な公共下水道事業経営の実現に向けた下水道整備区域の見直し」について、貴審議会のご意見をいただきたく、諮問するものであります。

【附属資料 3】

新居浜市上下水道事業運営審議会委員名簿

	氏名	役職	備考
1	羽鳥 剛史	会長	学識経験のある者
2	坂上 公三	副会長	関係機関及び関係団体の代表者
3	尾崎 恵	委員	関係機関及び関係団体の代表者
4	藤田 武	委員	関係機関及び関係団体の代表者
5	田村 昭一	委員	関係機関及び関係団体の代表者
6	八山 博幸	委員	関係機関及び関係団体の代表者
7	飯尾 和之	委員	関係機関及び関係団体の代表者
8	宮川 まゆみ	委員	関係機関及び関係団体の代表者
9	中沢 真理子	委員	水道又は公共下水道の使用者（公募）

【附属資料 4】

新居浜市上下水道事業運営審議会開催状況

区分	開始日・場所	審議内容等
第6回	令和4年3月1日(火) 13:30～ 消防防災合同庁舎5階 災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市の下水道事業における現状と課題について
第7回	令和4年5月9日(月) 15:00～ 消防防災合同庁舎5階 災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・新居浜市の汚水処理の現状について ・下水道整備区域の見直しについて ・今後のスケジュールについて
第8回	令和4年6月24日(金) 13:30～ 消防防災合同庁舎5階 災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理構想（見直し案）と課題整理について
第9回	令和4年8月18日(木) 13:30～ 消防防災合同庁舎5階 災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理構想の見直し（最終案）について ・構想の見直しに伴う課題解決への取り組み方針について ・パブリックコメントについて
第10回	令和4年10月11日(火) 13:30～ 消防防災合同庁舎5階 災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな下水道整備区域の最終（案）について ・答申書（案）について

【附属資料 5】

新居浜市上下水道事業運営審議会条例

(設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、新居浜市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 水道事業及び公共下水道事業の運営に関し、管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者をいう。以下同じ。）から諮問された事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係機関及び関係団体の代表者
- (3) 水道又は公共下水道の使用者
- (4) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。